



子宮頸がん予防ワクチン接種を推奨

ワクチンの有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることを確認

市はこれまで、子宮頸がん予防ワクチンの副反応リスクを考慮し、接種を積極的に勧めていませんでした。しかし、ワクチンの有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることを国が確認したことを受け、今年度から積極的に接種を推奨しています。

子宮頸がん予防ワクチン定期接種の対象者は、無料で接種することができます。接種を希望する人は、5月末に送付したリーフレットなどで、有効性と副反応のリスクを十分に確認してください。

□定期接種（無料）

- 対象 市内に住んでいる小学6年～高校1年の女子
- 接種回数 3回

□キャッチアップ接種（無料）

接種を積極的に勧めていなかった期間に接種機会を逃した人は、無料で接種することができます。

- 対象 市内に住んでいる女性で平成9年4月2日～18年4月1日の間に生まれた人
- 接種回数 1～3回（不足している回数分）

□任意接種費用の払い戻し

キャッチアップ接種の対象者で、高校2年生以降に自費で子宮頸がん予防ワクチンを令和4年3月31日までに接種した人を対象に、接種費用を払い戻します（上限あり）。詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】市健康づくり課健康係 ☎ 77・8536



子宮頸がん

8月から国保の保険証が「藤色」になります

限度額認定証などの更新受付は8月1日から開始

8月からは「藤色」の保険証に変更

現在の桃色の国民健康保険（国保）の被保険者証は、有効期限が7月31日（日）

です。藤色の新しい被保険者証は、7月に郵送します。8月からは新しい被保険者証を医療機関へ提示してください。7月31日（日）までに新しい被保険者証が届かないときは、市健康づくり課へ問い合わせてください。また、職場の健康保険に加入したときなどは、14日以内に届け出が必要です。届け出をしないと保険税を二重に支払ってしまうことがあるので注意してください。



限度額認定証は8月中に更新を

現在の「限度額認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が7月31日（日）です。8月以降も認定証が必要な人は、8月中に更新手続きをしてください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。



限度額認定証

- 更新受付期間 8月1日（月）～31日（水）
- 受付場所 市役所柳川庁舎健康づくり課、大和・三橋庁舎市民サービス課
- 持ってくるもの 対象者本人の被保険者証、現在の「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」、窓口に来る人の本人確認書類（免許証など）、世帯主と認定を受ける人の個人番号が確認できる書類、世帯主の印鑑

【問】市健康づくり課国民健康保険係 ☎ 77・8506

消費生活センター

電話やメールによるお金の話は詐欺を疑う癖を

公的機関などになりすました電話やメールによる詐欺が多発しています。不審な電話やメールには注意してください。

【事例1】

「〇〇市役所です。介護保険料の還付金があります。今からATMに行き手続きをしてください」という不審な電話があった。

【事例2】

「〇〇省です。生活困窮者に支援金を支給します」というメールが届き、指示に従ってコンビニで電子マネーを購入し、手続きをしたが、なかなかお金を受け取れない。

【アドバイス】

事例のような相談が複数寄せられています。詐欺にあわないために、「固定電話は留守番電話に設定する」「メールは件名や本文、メールアドレスを確認する」「口座情報や暗証番号を教えない」



い「公的機関を名乗る場合は、自分で調べた番号にかけ直し、事実を確認する」などの対策をしましょう。お金の話が出たら詐欺を疑い、消費生活センターへお問い合わせください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004）

国民健康保険税が変わります

賦課限度額の引き上げと未就学児の均等割の軽減

国民健康保険税は医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分（40～64歳の被保険者が対象）で構成されています。国の税制改正により、市の国民健康保険税額の一部を変更します。詳しくは、市公式サイトで確認してください。



国保税

●賦課限度額 医療保険分、後期高齢者支援金分を次のとおり引き上げ

▷医療保険分 63万円→65万円

▷後期高齢者支援金分 19万円→20万円

※介護保険分は17万円に変更ありません。

※国民健康保険税（合計額）の賦課限度額が最大99万円から102万円に引き上げられます。（介護保険分を含む世帯の場合）

●未就学児の均等割軽減 子育て世帯の負担を軽減するため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割を5割減額します。低所得者軽減が適用される世帯は、軽減後の額からさらに5割軽減となります。この軽減措置は、自動で適用されるので、手続きは不要です。

未就学児1人当たりの均等割額（年額）

低所得者軽減	均等割額	軽減適用後
軽減なし	3万8067円	1万9033円
2割軽減	3万453円	1万5226円
5割軽減	1万9033円	9516円
7割軽減	1万1420円	5710円

国民健康保険税納税通知を送ります

令和4年度の国民健康保険税納税通知を7月中旬に送付します。第2期（7月分）の納付書も合わせて送付するので、8月1日（月）までに納付してください。月々の支払いを忘れないために、口座振替をおすすめします。口座振替依頼書は、市健康づくり課国民健康保険係のほか、市内取扱金融機関や郵便局で配布しています。

【問】同係 ☎ 77・8506